



法人こおりやま

2010. 12 第390号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 樽川次男 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



郡山市総合福祉センター(郡山市朝日一丁目)

表紙の言葉

郡山市総合福祉センター

(郡山市朝日一丁目)

市民参加による福祉活動を推進するための活動拠点として平成2年3月、現市役所北裏に完成した。規模66.39㎡で鉄筋6階建。1階研修・ボランティア・相談等8室、2階は介護者教育・食堂・事務等5室、3階は保育・技能習得・会議等8室・4階は教養娯楽・浴場・作業・和室広間等7室、5・6階は機能訓練・大ホール等が設けられている。老人福祉・母子福祉・デイサービス等を含む総合センターである。

(絵と文 大山弘)

目次

借金返済猶予期限、到来間近か！ 利益を創出する施策の実行あるのみ	8
視察研修記	6
研修委員会	6
出産・育児休業給付金のポイント	4
信じる・待つ・許す （社員教育から学ぶ、人との関わり方）	2

信じる、待つ、許す

社員教育から学ぶ、人との関わり方



ラボ・ジャパン株式会社

代表取締役 藤田 和久

1. 「研修の場」は教える場

ではない

私の教育研修をする際の信念としているのが、「教えない」こと。

教えると、人間は「教えてくれ、教えてくれ」と言うものだ。「教えてくれ」と言っているのだ。「教えてくれ」と言っているのだ。「教えてくれ」と言っているのだ。「教えてくれ」と言っているのだ。

だが、自分が本当に欲しいと思いは、人間、その手

から決して離さない。私は、

受講者が色々な事に気づくように、様々な情報や状況を提供する。研修の際は、「この場は実験室だ」と、受講者に必ず言う。そして「僕は何も教えない」と、続ける。

教えるという事は、受講者が、教える側の器の中でしか育たないということ。私自身

の器なんてものは、たかが知れている。そんな凡庸な自身の器で、受講者の可能性を狭めるワケにはいかない。

研修の場は、受講者に、様々なことに気づいてもらう場である。気づく状況や情報を提供する。それが私の役割だ。

一人ひとりが、自らの力で、

自らの欲求で、色々なことに気づいていく。気づいたら、また次のステップを提供していく、その繰り返しである。そのプロセスで、「ちよつとだけ、

いつもの自分と違うことをチャレンジしてみよう」と声を掛ける。意外とやっていないのが、この「ちよつとだけ」のチャレン

ジ。普段だったらこんな事はしない、こんな発言をしない。それを、気づいた瞬間にちよつとやってみたい欲しい。つまり、

実験してみたい欲しいのだ。その実験をして、うまくいくこともある。だが上手いかわからないこともある。それでいいのだ。

ることによって、自分の可能性が見えてくる。これが先ず教育をやっていく場で、常に私がか心掛けていることの、一つだ。

2. 「信じる、待つ、許す」

は、人の関わり方の基本

そして、もう一つが、教育

をしていく上での3つの哲学。

一つは「信じる」こと。例えば、仮に3日間の合宿研修。

最初に私自身がイメージ

をする。何人もの受講者の

一人ひとりに成長の機会が

与えられる、この佐藤さんと

いう人には必ず成長の機会

が与えられる、と。その3日

間の中で、どの瞬間かは分か

らない、私が講義をしている

時かもしれないし、実習をし

ている時かもしれない、ある

いは食事をしている時かもしれ

ない、お風呂に入っている

時かもしれない。それがどう

いう場面かは分からないが、

3日間の中で、必ずこの人に

成長の機会が与えられると、

まず、私自身が信じる事が大切だと考えている。

2つ目は「待つ」ということ。

初めに書いたように、教えないわけだから、その人が本当に「なるほど」と気づくまで、こちらが待たなければいけない。

無理をして、ああだよ、こうだよと言っても、その人の中には、本当の意味での気づきは生まれてこない。だから、他の受講者のメンバーと一緒に私は待つのだ。

研修の際、こんな場面がある。「ちょっと待ってください。今、おっしゃっている事は分かるけど、でも私の中にはまだ腑に落ちない」と受講者が言う。そういう時には「いいじゃない、それで。いいよ、待つよ」と私は言う。

しかし、他の受講メンバーは、急かせる事がある。「今、そんな待つなんて言っている場合じゃないだろ」と。そんな時でも、「ちょっと待とうよ」と

と言ってみる。この時間の中で必ず気づく時が来るから。

それを先ず「信じて」「みよう、と。つまり「信じる」と、「待つ」ことが連動してくるのだ。一人ひとりが、同じ歩調で3日間過ごせるはずがない。だから、一人ひとりのペースに合わせて、待つというこゝも必要になってくる。

そして3つ目は、「許す」ということ。研修の際、自分が対峙している相手がどうしても許せないという場面が出てくる事がある。人を許せないという事は、実は許せない自分が苦しいものである。

そして、グループ実習などをやっている時、今度、グループのメンバーが、その許せないと言っているその人を、許せない状態になったりする。人間の成長は、自分自身と違う考えや価値観、それを受け入れること。その受け入れる過程で、自分自身と向かい、自分自身を受け入れ

ること。受け入れるということ

とは、結果的には、許すことでもある。それを受容という言葉で表現する事がある。

私は自分自身を含めて、「その人の全てを許しますよ」というのが究極の受容だと思っている。そして、教育の中では常に、最終的には許すということができるように進めていく事が、大事な事だと考えている。

ここで強調しておきたいのは、この「信じる」、「待つ」、「許す」というこの3つのことは、何も研修の場だけの事では、決してないと言った。人が人と関わる時、特に企業の中で、経営者が社員に対して、管理者が部下に対して接する時も、「信じる」、「待つ」、「許す」という考えの下で、同じように生きていく事が大切だと思う。関わるということとは、生きること。生きることは、人と関わるということだ。

3. 自己概念の確立は、

生きる糧となる

また、人と関わる基本として、「自己概念の教育」も重要視している。自己概念を簡単に言えば、「自分自身とは何か」、きちんと把握する事だ。

「自分自身」とは、ミラーボールのような多面体であると考えている。会社での自分、家庭での自分、独りの自分、悪友との自分。みんな自分自身なのである。どれか一つに統一するのが必要なのではないし、どれかひとつが本当の自分という訳ではない。全て自分自身だと認める事だ。

自己概念の教育には、いくつかの目的がある。まず1つ目は、自分について多面的に知り、理解し、あるがままの自分を、そのままの形で受け止められるようになる事。

つまり、自分自身を好きになる事は、自己肯定感が高まる事につながる。

高まる事につながる。

2つ目には、自分を守る為だけのエゴイズムな過剰な防衛を捨て、自分のあるべき姿や、こうなりたいという姿勢について柔軟かつ、明るいイメージを形成する。つまり、自分の持つ可能性を信じる事は、その可能性を実現するため

にチャレンジし、努力するという姿勢を持つ事につながるのだ。

3つ目は、周りの人々や大自然という原理原則によって、支えられ生かされている、ということを実感する事。つまり、広い世界観の中の自己観を持つようになると、自分と同じように、自分自身のことでも一喜一憂し、自分が世界の中心にいるかのように考え、色々な事柄にこだわる存在である、ということを理解できる。

自己概念を確立する事は、生きる糧となる。これはビジネスに限る事ではないだろう。

出生率向上を
後押しする！

出産・育児休業給付金のポイント

特定社会保険労務士 小島信一



育児に関するおしゃれな言葉

育児をする男性（メンズ）のことを指す「イクメン」が注目されています。

この言葉は、「イケメン」（かっこいい男性）と語感が似ていることから、厚生労働省も正式に使用しているもので、同省は平成22年6月より「イクメンプロジェクト」を開始させています。

「イクメンプロジェクト」とは、働く男性が、育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的としたプロジェクトです。ただ、「イクメン」が話

題となつてはいるものの、まだまだ一般的ではありません。

そこで、改正育児・介護休業法（2010年6月30日施行）の趣旨も踏まえ、育児をすることが自分自身だけでなく、家族、会社、社会に対しても良い影響を与えるというメッセージを発信しつつ、「イクメン」は、子育てを楽しみ、自身も成長する男の「こと」をコンセプトに、社会にその必要性を発信しているところです。

なお、本年6月30日施行の改正育児・介護休業法においては、育児に関するシ

ヤレた制度がいくつか出てきました。

例えば、育児休業の期間は原則として1歳までとされていますが、男性の育児休業の取得促進策として、父母がともに育児休業する場合には、特例として休業可能期間が1歳2ヶ月まで延長され、この制度のことを「パパ・ママ育休プラス」といいます。

また、産後8週間以内に休業すれば再び育児休業ができるようにし、この休暇を「パパ休暇」と命名し、男性を育児休業取得へ誘導しています。

これらのことからわかるように、今後は出産・育児について女性だけでなく男

性も積極的にかかわってくることが予想され、企業は出産・育児についての施策、手続きに精通する必要が出てくるでしょう。

なお、伝統的な施策である、出産時の給付金である「出産育児一時金」も昨年10月から変更されており、出産・育児に関する施策が全体的に複雑化しています。本稿では、出産・育児に関する給付金について概要を述べて行きます。

健康保険に加入している女性または扶養されている妻が出産した場合、一時金



出産育児一時金

が支給されます。現行制度においては42万円（産科医療制度に加入していない医療機関の場合は39万円）が支給されることになっています。

かつては、いったん病院に立替払いして、後から本人が保険者に一時金を「請求」していましたが、昨年から「直接支払制度」というものができたため、手続きが複雑になりました。手続は次の手順で行われます。

- ① 医療機関は、被保険者に直接支払制度について説明した上で、希望するかどうかを確認します。希望する場合には受取委任する書面を取り交わします。
- ② 医療機関は、出産後に専用請求書を診療報酬支払基金に提出します。

なお、出産費用が42万円を上回る場合は、本人が超過額を支払います。

③ 診療報酬支払基金は、

医療機関から提出された請求について、内容を確認の上、支払います。

ただし、医療機関が請求した額が42万円未満の場合は、その差額が本人に支払われるため、別途、その請求が必要になります。



出産手当金

健康保険に加入している女性従業員が出産のため会社を休み、給料の支払を受けなかった場合に、出産日以前42日から出産日後56日までの98日の間、欠勤1日について標準報酬日額の3分の2が支給されます。従来は、6割でしたが、もらえる金額に賞与分も含ませ引き上げられています。出産手当金は、被保険者であれば請求できるため、パートであったとしても健康保険に加入していればもらうことができます。

ただし、専業主婦等扶養されている者に対しては支給されません。

ところで、女性の場合、産後の56日間は、労働基準法上の「就労制限期間」であり、「育児休業期間」とならないことに気をつけて下さい。

育児休業期間は、子が1歳になるまでの期間と定義されているため、勘違いしやすいところです。



育児休業給付

ハローワーク管轄の雇用保険からは、「育児休業給付金」が支給されます。

この給付金は育児のため休業する労働者に対して、休業前の賃金の50%の給付金が労働保険料を財源として支給されます。

支給期間は、原則として、子が1歳になるまでです。支給されるための要件は、① 1歳未満の子を養育するために育児休業を取得

した一般被保険者であること、

② 育児休業を開始した日の2年前に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること、です。

なお、女性の場合は、産後57日目から支給され、一定の場合には期間雇用者（パートなど）にも適用されます。

ただし、1歳の誕生日に職場復帰することを目的と

し、保育所の入所申し込みを行っているが、入所待ちのため復職できないような「やむを得ない」理由がある場合には、最大で1年6ヶ月間まで支給されます。

なお、育児・介護休業法が改正され、パパ・ママ育児プラス制度ができたことにより、子が1歳2ヶ月に達する日の前日までに最大1年までの受給が可能になっています。



育児休業給付金のココに注意!

前述したように、今後、男性が育児休業する機会が増えてくるのが予想される中、育児休業給付金の申請実務が増えることが予想されます。

当該請求は、賃金登録から始まって2ヶ月に1度必ずハローワークに出向いて請求しなければならぬため、結構煩雑な手続となります。

また、請求事務を失念した場合、受け付けてくれないうちもあるため、会社の責任も重大なものとなります。



育てる男が、家族を変える。社会が働く。



イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。イクメンがもっと多くなれば、妻である女性の生き方が、子供たちの可能性が、家族のあり方が大きく変わっていくはず。そして社会全体も、もっと豊かに成長していくはず。

視察研修記

視察旅行記

研修委員長 熊田 耕治

私はほとんど観ていないのだが、三年越しの「坂の上の雲」、福山雅治演じる「龍馬伝」、今NHKの大河ドラマが熱い。そうだ！四国に行かねば：というわけで、本年度の郡山法人会の視察研修旅行は、十月二十三日、二十四日の日程で、龍馬の故郷土佐の高知を訪問した。

高知までは羽田から一時間半弱で行く。今までは、高知空港と言ったが、龍馬ブームにあやかっつて、「高知龍馬空港」と呼ぶようになったらしい。

一日目は、桂浜と高知城を訪問した。桂浜は二度目だが、やはり龍馬ブームなのか、桂浜一帯が大変綺麗に整備され、松林の緑を背景に、白波が打ち寄せる美

しい桂浜、龍頭岬には坂本龍馬像が立ち、太平洋の水平線の向こうを見つめている。何回来ても、雄大な気分させられ、記念写真をパチリ。

浦戸城跡近くに、「県立坂本龍馬記念館」も作られ、観光バスが何台も連なつて、大賑わいであった。館内には、龍馬に関する貴重な資料、直筆の手紙、西郷隆盛らの勧めで龍馬が行つた、日本最初の霧島・塩浸温泉での新婚旅行を姉に報告した手紙など、龍馬所縁のものが展示されていて興味深い。

その中でも、慶応三(一八六七)年、大政奉還して幕府政治を終わらせる土佐藩の方針に沿つて、山内容堂に会いに京都に向かう参政・後藤象二郎は龍馬を誘い、長崎を出た土佐藩船「夕顔」の中で、具体的な方策を求めた。龍馬は、八項目の改革策を示したが、

これが世に言う「船中八策」である。読めば、現在の日本にも通用するものもあり…。

次に、山内一豊が築城したと言われる「高知城」を訪ねた。追手門付近では、「山内一豊像」と「一豊夫人与馬の像」、そして、北海道のクラーク博士のようなポーズの「板垣退助銅像」が我々を迎えてくれる。山内一豊は、境川と江ノ口川に挟まれた大高坂山に築城工事を始め、大高坂山は河中山と改められ、後に高智山と改名され、これが「高知」の地名の始まりとされる。

天守閣は、三層六階の高さ約十八メートルの建物で、再建されたものであるが、創建当時の構造と風格を保つており、高知市内四方を一望できる。絶景かな。石段を一步一步降りながら、同行二人の心境にて物思いに耽つていると、先の方から、「熊チャーン、早くしろ！ ゆっくり皿鉢料理で可杯(座興用のおかめ、ひょっとこ、天狗の杯のこと)飲めなくなつておい！」という声、まさしく

弘法大師ならぬ、友の声で我に返るのであった。

ホテルの隣に朱塗りも鮮やかな「はりまや橋」があり、橋を渡つて一日目の反省会場へと向かう。はりまや橋は、純信お馬の悲恋の物語で有名な名所で、よさこい節にも唄われている。江戸時代の初めに豪商播磨屋と櫃屋が堀川に架けた私設の橋が始まりとされる。反省会では、古くから宴席のお遊びとして歌われていた「ペロペロの歌」を教わり、早速、可杯で高知の酒を堪能した。

二日目は、高知駅前広場に出来た「土佐龍馬であい博」に行つたが、中身はほとんどNHKの大河ドラマの宣伝と案内ばかりで、



坂本龍馬像の前で

トンだ出会い博だなぁと言うのが、率直な感想であった。

高知は、山内一豊、龍馬以外にも後藤象二郎、自由民権運動で有名な板垣退助や中江兆民、随筆家の寺田寅彦、漫画家の横山隆一など、錚錚たる人物を輩出しているが、龍馬で盛り上がっている以外は、町全体に活気は感じられず、NHK、そしてマスコミの影響力の凄まじさに圧倒されつつ、そのブームが過ぎ去つたあとの、閑散としてしまった宴の後も簡単に想像でき、標高百四十六メートルの五台山から高知市内を俯瞰しながら、うら悲しい思いを抱いて帰路に着いた。

龍馬ふるさと 見聞録

日本を愛した龍馬と出逢う 時空を超えて龍馬と語る

研修委員 佐藤 雄三

郡山法人会研修委員会
いつも真面目な五人集、今
年の研修先は世界や国家
の変革期に、その困難を乗
り越えさせた坂本龍馬と
いう逸材を生み育てた土
佐高知を訪ねました。

藩という小さな枠にと
らわれず国家として世界
に目を向け、激動の乱世を
駆け抜けた土佐の英雄『坂
本龍馬』を生んだ土佐人の
気質・頑強な意思・正義感
に触れ、これからの人生の
参考になればと期待も大
きく、過去の研修旅行時よ
り事前研修に時間をとつ
たのは私だけではないよ
うでした。

往路の新幹線車中・機中
でもこれから訪れる龍馬の
生地「土佐の高知」について
の歴史や街の成り立ち、も
ちろん龍馬についても改め
ての学習と、静かに資料に
目を通すことしきり！
高知龍馬空港に降り立つ

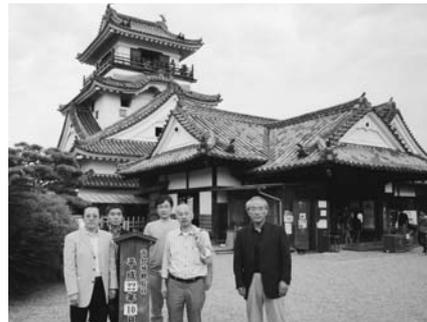
た我々を迎えたのは「土佐
名物・皿鉢料理」と「土佐・龍
馬であい博覧会」の大きな
PR横断幕でした。

訪れたのは、袴にブーツ
姿、懐手で太平洋を眺める
坂本龍馬像の立つ月の名
所「桂浜」と、坂本龍馬の生
涯と人間像を紹介する龍
馬資料センター「県立坂本
龍馬記念館」です。

姉乙女宛の手紙・海援隊
約規・薩長同盟の裏書・龍
馬所持の三十二口径ピス
トル・龍馬が暗殺された京
都近江屋の復元など、見ご
たえ十分で龍馬の思いが
伝わってくるようです。

宿は高知市の名所「はり
まや橋」のたもと、維新の
若者たちがこの橋の上で
尊皇攘夷を叫んだとの案
内板を読み、当時に想いを
馳せる。

せっかく高知に来たか
らには、高知名物「皿鉢料
理」を賞味と、郷土料理「土
佐藩」の暖簾をくぐり土佐
ならではの皿に豪快に
盛りつけられた皿鉢料理
を堪能、中居さんたちの飲
ませ上手な接待に満足！
翌日は商店街の賑わい
はと、古くからの高知銀座



高知城

通りを視察、息を飲むほど
のシャッター通り化に一
同哑然・呆然、虫食い閉店
ならぬ、通り全店がシャッ
ターを降ろしている光景
は、真夜中の寝静まった通
りと思うくらい閑散とし
て、車も人もいない寂しい
通りでした。県庁所在地の
旧商店街の実態に全員が
ぞっとしました。

土佐二十四万石を襲封
した山内一豊によって創
建され、以来四百年の歴史
の名城「高知城」を見学、そ
の姿態は様々な工夫が見
られ、まさに南海の名城に
ふさわしい立派な天守閣
と追手門が市の中央にそ
びえています。

高知駅前広場で開催中
の「土佐・龍馬であい博覧
会」を見学、日本の夜明け

を疾駆した龍馬三十三年
の生涯を体感、全国から観
光バスご一行様が続々と
入場、まさに「大河ドラマ
効果」と関心！

高知は坂本龍馬だけ？
弘法大師空海が開いた四
国八十八寺、土佐日記を著
した記貫之、皿鉢料理・鯉
のタタキ・海の幸・土の恵
み、夏には二万人の踊り子
が乱舞する「よさこい祭
り」、その魅力を集客・地域
活性化に役立てていただ
きたいものです！

大河ドラマが終了した
後、龍馬効果がどのくらい
続くのか、心配と不安を残
した研修旅行でした。

研修委員会 視察研修会に 参加して

研修委員 吉田 代 吉

今回で二回目の参加と
なりまして、メンバーにも
恵まれ、和やかなうちに、
強行軍の日程ではありま
したが、充実した研修が出
来ました。私どもの様な零
細企業にとっては、週末に

絡んだ日程で参加出来、有
難く感謝する所でありま
す。さて今秋一番冷え込ん
だ小野町(2℃)を後に出
発し、高知入り。南国土佐
と言う感じが肌で。十月下
旬にもかかわらず半袖姿、
桂浜では子供達が水遊び。
北国では考えられず。今年
のNHK大河ドラマ「龍馬
伝」に因み高知市内は龍馬
伝一色。我が故郷にも町起
し村起しが全国版宣伝出
来る様な物がないかと考
えたが無理？それにし
ても行年三十三才の若さで、
この世を去るとは、それが
たとえば六十才まで生き
ていたら、世の中どう変つ
てたか。いろんなパターン
が推測された所でありま
した。いずれにしろ歴史上
の人物。飛行機、新幹線乗
り継ぎ無事郡山へ。



桂浜

借入金返済猶予期限、到来間近か

● 未来事業(株)専務取締役 奥山孝司

利益を創出する施策の実行あるのみ

昨年12月に施行された中小企業金融円滑化法が、もうすぐ期限(23年3月末)を迎えます。

企業から、返済のリスクジュール(リスク)要請があった場合、従来は、認可を受けるまでに相当時間を要しましたが、施行後は、柔軟な対応が可能になりました。

また、リスクの際に、企業が金融機関に提出する経営改善計画も、最長1年間の猶予が許されました。これにより、企業の資金繰りは大幅に改善されたのではないでしょう。一方の金融機関も、リスクした債権の一部を正常債権として扱うことが出来るようになりました。

そのため、本来、積み増

すべき貸倒引当金が必要なくなり、金融機関の不良債権比率も低下し、見た目の決算は改善してきたはずで

この円滑化法は、銀行にとっても企業にとっても非常にメリットのある法律ともいえます。

しかしながら、23年3月末以降は、これらのことが認められなくなる可能性が出てまいりました。

返済に苦しんでいた企業は、ここ1年でどのくらい変わったでしょうか。資金繰りに余裕が出て、資金繰りが楽になったでしょうか?。しかしながら、多くの企業の実態は何も変わってはいないのではないのでしょうか?

借入金返済猶予期間中に、

損益や資金繰りを改善する必要がありました。

借入金返済猶予期間終了後には、返済を出来る状態にまで経営を改善しなくてはなりません。

中小企業の経営が、今も、厳しいのは事実です。経営状況が厳しいときに

は、融資の返済は、資金繰りを圧迫する大きな要因となっています。

しかしながら、金融機関に返済猶予を認められたとしても、資金繰りが大幅に改善される訳ではありません。

経営者のなかには、返済猶予が認められることにより、経営改善は終わったと勘違いしてしまう方がいますが、この考えは全く的外れです。

このような経営者を持つ企業の先行きは、全く暗いものとなります。

その結果が、この1年ではないでしょうか?。借入金返済猶予は、金融

機関が企業に提供できる、最大の支援だと言われてです。

このときを逃したら、再建の可能性はありません。このような決意を持って取り組むことが、必要とな

ってきます。改善策を実行するのは、経営者です。金融機関ではありません。

必要なことは、事業計画に基づき借入れの返済をきちんと行うことです。銀行からみた経営の王道というものは融資をきちんと返済することです。

金融機関側は、本来支払うべき返済を猶予する。或いは、出来る限りの金融支援をする。

その代わりに、自社の懸命な努力により、1年後には利益体質の企業に生まれ変わるようになるように、とのことだったはず。

しかしながら、現状はいえ、なかなか成果として表れていないのが実情です。

残された時間は限られています。今からでも遅くありません。

自社で行った施策を整理して、実行出来る施策は実行に移すことが必要です。

金融機関から与えられて、貴重な時間を無駄しては、いけません。

経営改善計画通りの利益を創出するために、兎に角、行動に移し成果を挙げることが急務です。

それが出来ないとなれば、企業にとってみれば非常事態となってしまうことを肝に銘じて下さい。